

1. 保険業法施行規則

No.	該当箇所	提出意見
1	-	<p>特定大規模乗合損害保険代理店に対して様々な責任者の設置が求められているが、施行規則で明示的に禁じられている場合を除き、兼務は禁じられていないという理解で良いか。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等遵守責任者と営業所長等の営業部門の責任者の兼務</li> <li>・金融機関による保険募集業務（銀行窓販）の規制における法令等遵守責任者と特定大規模乗合損害保険代理店の法令等遵守責任者との兼務</li> <li>・「内部監査の責任者」と「通報・相談に対応する責任者」の兼務</li> <li>・「統括責任者」とコンプライアンス、総務、営業推進等の他部門の責任者との兼務</li> <li>・特定大規模乗合損害保険代理店及び特定大規模乗合生命保険募集人のいずれにも該当する場合に、「特定大規模乗合損害保険代理店の法令等遵守責任者」と「特定大規模生命保険募集人の法令等遵守責任者」の兼務</li> <li>・同様に「特定大規模乗合損害保険代理店の統括責任者」と「特定大規模乗合生命保険募集人の統括責任者」の兼務、「特定大規模乗合損害保険代理店の内部監査を定期的に行うための責任者」と「特定大規模乗合生命保険募集人の内部監査を定期的に行うための責任者」の兼務</li> <li>・「保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視する責任者」と「法令等遵守責任者」の兼務等</li> </ul>
2	第53条の13第2項	<p>委託方針については、保険会社が特定大規模乗合損害保険代理店等への委託に際して定める指針であり、「保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集」を確保するためのものであることから、必ずしも公表が求められるものではないという理解でよい。</p>
3	第53条の13第2項	<p>特定大規模乗合損害保険代理店等への委託に関する方針は必ずしも委託先ごとに作成が求められるものではなく、例えば特定大規模乗合損害保険代理店等を販売チャネルごとに区分する等、適切な区分ごとに包括的なものを作成すれば足りるという理解でよい。</p>
4	第53条の13第2項	<p>既に委託関係にある代理店が特定大規模乗合損害保険代理店に該当することになった場合に、保険会社は当該代理店への委託に関して方針を定める必要があるが、それに伴い必ずしも締結済の委託契約を見直す必要はないという理解でよい。</p>
5	第53条の13の2第1項、2項	<p>一つの特定大規模乗合損害保険代理店に対して、複数の管理責任者を設置することは認められるという理解でよい。</p>
6	第53条の13の2第2項	<p>特定大規模乗合損害保険代理店における法その他保険募集に係る法令等の遵守状況を検証するための保険会社の責任者（管理責任者）は、特定大規模乗合損害保険代理店の属性や規模に応じて複数の特定大規模乗合損害保険代理店にかかる責任者を兼務することは妨げられないという理解でよい。</p>
7	第53条の13の2第2項	<p>管理責任者の業務内容・業務量・役割については、すべての対象代理店に画一的に定まるものではなく、委託内容、代申・非代申の別、当該対象代理店における取扱い契約量、法令等遵守状況、代理店監査結果等の実態に応じて、個々の対象代理店ごとに判断されるべきものという理解でよい。</p>
8	第53条の13の2第2項	<p>損害保険会社が、当該損害保険会社に所属する損害保険代理店から、当該代理店が特定大規模乗合生命保険募集人に該当した旨の通知を受領したとしても、当該代理店から特定大規模乗合損害保険代理店に該当した旨の通知を受領しない限りにおいて、当該損害保険会社は管理責任者を設置する義務を負わないという理解でよい。</p>
9	第53条の14の2	<p>第5号のロに規定する「保険金の支払査定の手続を通常よりも厳格に行う方法」を開始した後、当該対象保険募集人が講ずる措置の改善状況を保険会社が評価・判断し、改善が認められる場合には、当該措置を解消して差し支えないという理解でよい。</p>
10	第53条の14の2	<p>顧客の利益の保護のための体制整備の対象となる兼業特定保険募集人とは、代理店内（同一法人）において「対象業務」を営む場合が対象であり、グループ内の別法人で「対象業務」を行う場合は対象外になるという理解でよい。</p>
11	第53条の14の2第1項	<p>第1号および第2号で求められる体制の整備や、第3号および第5号ハで求められる方針の策定・公表については、個々の対象保険募集人との取引に応じた内容ではなく、すべての対象保険募集人との取引に共通する一般的な内容とすることも許容されるという理解でよい。</p>
12	第53条の14の2第1項	<p>第5号ハおよびニの措置については、猶予期間が設けられていないが、イおよびロに係る措置を前提としており、波及的に猶予期間が定まるものであると考える。そのため、ハおよびニの措置を先行して行う必要はないという理解でよい。</p>
13	第53条の14の2第1項	<p>第1号で規定されている「措置を講ずべき業務」について、例えば以下の業務はこれに該当しない理解でよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①当該損害保険会社が対象保険募集人に自動車保険の募集を委託していない場合において、当該対象保険募集人が行う自動車の修理業務</li> <li>②当該損害保険会社が引き受ける自動車保険を使用せずに行う自動車の修理業務</li> </ul>
14	第53条の14の2第1項	<p>兼業特定保険募集人が行う取引に関して、顧客の利益が不当に害されることのないよう、損害保険会社に求められている措置（体制の整備、方針の策定・公表）は、兼業特定保険募集人に限らない措置として既に講じられている措置であっても当該措置が法令上の要件を充足している場合は、本改正により必ずしも新たに追加措置を講じることが求められるものではないという理解でよい。</p>
15	第53条の14の2第1項、第227条の20第1項	<p>「保険関連業務に係る顧客の利益」の意味について確認したい。ここでいう「顧客」は、自動車修理業務の対象となる自動車に関する保険契約者や被保険者等に限らず、損害保険会社や対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客が広く含まれるという理解でよい。対象保険募集人が不正・過大な自動車修理を行った場合に、自動車保険の収支悪化により保険料が値上がりすると、保険料を負担している契約者全体の利益を損なうことになる。このような保険契約者全体の利益が含まれることを確認したい。</p>
16	第53条の14の2第1項第1号	<p>「措置を講ずべき業務を特定」に関して、自動車の修理業務に関する業務において、該当する業務の例と該当しない業務の例をお示しいただきたい。</p>

No.	該当箇所	提出意見
17	第53条の14の2第1項第1号	「措置を講ずべき業務を特定するための体制の整備」に関して、「業務」とは、第1項柱書を踏まえ「顧客の利益が不当に害されるおそれのある業務」という観点で業務を特定するものとの理解でよいか。また、「措置を講ずべき業務を特定するための体制の整備」とは、必ずしも特定するための専門の部署を立ち上げることが企図されているわけではなく、保険会社が代理店に行う監査等を通じて、当該代理店に措置を講ずべき業務を行っているか行っていないかを確認することが求められているという理解でよいか。
18	第53条の14の2第1項	同号イ及びロの措置が講じられた後においては、第1項柱書に規定されている猶予期間を経過する前であっても、「記録の保存」が求められるという理解でよいか。
19	第53条の14の2第1項第2号	「対象保険募集人と保険募集に関して取引を行う部門」とは、当該対象保険募集人を担当する営業部門のことを指しているという理解でよいか。
20	第53条の14の3	自動車の修理業務における「自動車」には四輪に加え、二輪も含まれるという理解でよいか。
21	第53条の14の3	自動車の修理業務を主たる事業として営んでいなくても、自動車の修理業務を一部でも行っている場合には、規制の対象となる理解でよいか。
22	第53条の14の3	「これに付随する業務」は、自動車の修理業務に付随する見積りや損害保険会社とのやり取り等の業務を指し、自動車の修理業務と前後または並行して行う自動車販売業務、レンタカー業務、レッカー業務等は含まないという理解でよいか。
23	第53条の14の3	「自動車の修理業務」について、保険金の支払い対象とならない、故障や損傷のない自動車の洗浄・給油・装飾・改造を行う業務や、専ら故障や損傷の有無を検査する業務は含まれないという理解でよいか。
24	第53条の14の2第1項第2号	「部門を適切に分離する方法」は例示であり、それ以外の方法でも、保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するためのものであれば許容されるという理解でよいか。
25	第53条の14の2第1項第2号	有事の自然災害時においては、営業部門の社員が応援要員として保険金支払業務に関与し、自身が担当する代理店・顧客の事故対応を行うケースがあり得るが、最終的な支払権限は保険金支払部門に置かれ、適切な牽制・承認体制の下で運用される限り、営業部門が有事の際に保険金支払業務に関与すること自体を否定する趣旨ではないという理解でよいか。
26	第53条の14の2第1項第4号イ	「対象業務を特定するための措置に係る記録」とは、保険募集人の兼業業務を特定するまでの経緯やどのような意思決定がされたのかを記録すればよいという理解でよいか。
27	第53条の14の2第1項第5号ロ	「措置の適切性に疑義が生じた場合」とは、どのような事象、場面、レベルを想定しているか。
28	第53条の14の2第1項第5号ロ	例えば、苦情・相談件数の増加や不正・不適切請求疑義事案の発生などが確認された結果として、当該措置の適切性に疑念が生じる場合が想定されるが、疑義の有無に係る判断は保険会社に委ねられるという理解でよいか。
29	第53条の14の2第1項第5号ロ	「保険金の支払査定の手続を通常よりも厳格に行う方法」は例示であり、それ以外の方法でも、保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するためのもののものであれば許容されるという理解でよいか。
30	第53条の14の2第1項第5号ロ	疑義の内容・重大性や発生拠点・地域の実情（保険会社の要員・体制等）を踏まえて、個別事案ごとに実施する方法の内容に差を設けることも認められるという理解でよいか。
31	第53条の14の2第1項第5号ロ	「措置の適切性に疑義が生じ」る前に、「保険金の支払査定の手続を通常よりも厳格に行う方法その他の方法」がとられている場合もあるが、既に十分な対応が取られている場合は、既存の方法を継続することも含めて、個別事案ごとに保険会社が判断することが認められるという理解でよいか。
32	第215条の3、227条の16	第215条の3と第227条の16といずれの要件も満たす保険募集人は、特定大規模乗合生命保険募集人と特定大規模乗合損害保険代理店の双方に該当するという理解でよいか。その場合、特定大規模乗合生命保険募集人に求められる体制整備と特定大規模乗合損害保険代理店に求められる体制整備のいずれも求められると考えられるが、重複する内容はまとめて実施することも認められるという理解でよいか。
33	第215条の3、227条の16	他の保険会社等から委託を受けて保険募集を行う保険会社等が第215条の3または第227条の16の要件を満たす場合は、特定大規模乗合生命保険募集人または特定大規模乗合損害保険代理店に該当するという理解でよいか。
34	第215条の4、第227条の17、18、19	特定大規模乗合生命保険募集人または特定大規模乗合損害保険代理店として行う各種体制整備の対象に、少額短期保険について行う保険募集も含まれるという理解でよいか。
35	第215条の4第1項1号、第227条の17	保険募集の業務を行わない営業所または事務所には法令等遵守責任者は設置する必要はないという理解でよいか。
36	第227条の16	特定大規模乗合損害保険代理店の適用は事業年度単位という理解でよいか。また、改正保険業法の施行と同時に特定大規模乗合損害保険代理店となる場合における最初の対象事業年度は、当該代理店ごとに、法施行日の属する事業年度の末日までとなる理解でよいか。
37	第227条の16	第227条の16で規定する「保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価」とは、第236条の2で定める「手数料、報酬その他の対価」と同じ考え方で、保険募集に関して特定大規模乗合損害保険代理店が保険会社から収受している全ての金銭（加入推奨に係る金銭の収受があればそれを含む）という理解でよいか。
38	第227条の16	「手数料・報酬その他の対価の額の総額」を算出するに当たり、保険募集再委託により得た対価は、「保険募集再委託者が所属保険会社等から得た対価から、保険募集再委託者が保険募集受託者に支払った対価を控除したもの」が対象となる、という理解でよいか。
39	第227条の16	「手数料・報酬その他の対価の額」には消費税は含まれないという理解でよいか。
40	第227条の16	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1（1）④ウ.では「保険代理店の主たる事務所と同じく、独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所については、主たる事務所とは別個に登録することができるものとする」とされ、いわゆる別個登録代理店についての取扱いが規定されている。この別個登録代理店において、登録店ごとに専属・乗合が分かれている場合は、法人単位（本店と別個登録している代理店を合算）で所属保険会社数および手数料等の総額を判定するという理解でよいか。

No.	該当箇所	提出意見
41	内閣府令 第227条の16	<p>特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店の要件として、2以上の所属保険会社等から收受した手数料等の額が規定されているが、この「所属保険会社等」の考え方について確認したい。</p> <p>保険会社Aが自身の商品の販売に加え、保険募集に関する業務の代理や事務の代行の認可を取得し、保険会社Bの商品を販売することがある。</p> <p>保険業法上、「所属保険会社等」とは、保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社又は少額短期保険業者をいう（法2条第24項）とされており、また保険募集とは、保険契約の締結の代理又は媒介（法2条第26項）とされていることから、上述のように、保険会社Aが本人として自身の商品を販売している場合、保険会社Aが保険会社Aの所属保険会社等にならないという理解でよいか。</p> <p>また、保険会社Aが、保険会社A及び保険会社Bの商品のみを販売する場合は、保険会社Aの所属保険会社はBのみという理解でよいか。</p>
42	第227条の16第2項	特定大規模乗合損害保険代理店の要件として手数料等の額のみをその要件とした理由を確認したい。
43	第227条の16第2項第2号	所属損害保険会社等が1社のみとなった場合には、その時点で特定大規模乗合損害保険代理店の適用が終了するという理解でよいか。
44	第227条の16第2項第2号	当該損害保険代理店が生命保険募集人である場合であって、二以上の所属生命保険会社等が存在しないときは、第2号イに掲げる額が20億円以上であることが特定大規模乗合損害保険代理店の要件となるという理解でよいか。
45	第227条の21第1項第5号	特定大規模乗合損害保険代理店が基準に該当した旨を保険会社に通知するのは、当該事業年度の初日（改正保険業法の施行と同時に要件に該当する場合には同法施行日）から遅滞なく通知するという理解でよいか。
46	第227条の17	<p>法令等遵守責任者は、事務所または営業所ごとに設置する必要があると理解しているが、組織のどの範囲を一つの「事務所または営業所」とするかは、特定大規模乗合損害保険代理店の合理的な判断・裁量に委ねられているという理解でよいか。</p> <p>例えば、支店の傘下により小さな単位の組織として支社を設置している特定大規模乗合損害保険代理店において、法令等遵守責任者を支店・支社のいずれの単位で設置すべきかは、一律に定まるものではなく、監督指針Ⅱ-4-2-15-3(1)(注)に記載の要素も参考にしつつ、法令等遵守責任者としての役割や職責を十分に果たすことが可能と考えられる組織の単位で設置すればよいという理解でよいか。</p> <p>また、隣接する2つのビルに同じ組織が分かれているケースなどの場合、組織のどの範囲を一つの営業所や事務所として取扱うかは、特定大規模乗合損害保険代理店において判断することが認められるという理解でよいか。</p>
47	第227条の18	統括責任者の人員配置（1名とするか、複数名の設置とするか等）およびその業務、役割分担については、特定大規模代理店の実態に応じて個々の判断に委ねられているとの理解でよいか。
48	第227条の18第3号ロ	「統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的または監督的地位にあること。」とあるが、代理店の規模・特性により役職・職位は様々であるため、統括責任者には必ずしも部長以上や取締役等の役職者の配置が求められているものではなく、適切に管理・監督する者であれば良いという理解でよいか。
49	第227条の19第1項第4号	「苦情を受け付けるための窓口を設置し、その連絡先を公表すること。」とあるが、公表の仕方については、自社ホームページに掲載する等の方法など公表のやり方に基準はあるのか。 <p>また、当該兼業代理店であり、本業において苦情窓口を既にホームページ等を通じて公表している場合は、特定大規模乗合損害保険代理店に該当したときであっても、既に公表しているとの認識でよいか。</p>
50	第227条の19第3項	「イ及びロの措置に関する社内規則等を整備すること。」とあるが、既にイ、ロの措置に関する内容を網羅した社内規則が整備されている場合には、特定大規模乗合損害保険代理店に該当したときであっても、従来の社内規則で足りているとの認識でよいか。
51	第215条の4第1項第8号 第227条の21第1項第5号	特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった旨の所属保険会社等への通知は、規則の文言上「所属損害保険会社等」ではなく「所属保険会社等」となっていることから、所属生命保険会社等にも行う必要があるという理解でよいか。同様に、特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなった旨の所属保険会社等への通知は、規則の文言上「所属生命保険会社等」ではなく「所属保険会社等」となっていることから、所属損害保険会社等にも行う必要があるという理解でよいか。
52	内閣府令 第227条の17, 18	<p>保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1(1)④ウ.では「保険代理店の主たる事務所と同じく、独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所については、主たる事務所とは別個に登録することができるものとする」とされ、いわゆる別個登録代理店についての取扱いが規定されている。</p> <p>この別個登録代理店における、法令等遵守責任者や統括責任者の設置単位について確認したい。</p> <p>法令等遵守責任者については、別個登録代理店が複数の営業所や事務所を有する場合は、その営業所や事務所ごとに法令等遵守責任者を配置するという理解でよいか。</p> <p>また、統括責任者については、必ずしも別個登録代理店ごとに1名の統括責任者の設置が求められているわけではなく、統括責任者として法令上求められる役割を適切に実施することが出来る範囲で、個々の代理店が設置単位を判断する必要があるという理解でよいか。</p>
53	第227条の21第1項第5号	直前の事業年度中に手数料の額が第227条の16第1項の要件を満たすことが確実になった場合であっても、特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった旨の所属保険会社等への通知は、当該事業年度の初日から遅滞なく行えば足りるという理解でよいか。
54	第227条の21第1項第5号	<p>特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった旨の所属保険会社等への通知は、判定事業年度の手数料収入が0円の所属保険会社等も含めて、全ての所属保険会社等に行う必要があるという理解でよいか。</p> <p>また、判定事業年度の手数料収入が0円の所属保険会社も当該特定大規模乗合損害保険代理店に対して、第53条の13の2で求められる管理責任者の設置は必要か。</p>
55	第227条の17第1号ほか	「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日」は、最初の事業年度の初日という理解でよいか。また、この法律の施行と同時に同要件に該当することとなった場合は、この法律の施行日という理解でよいか。
56	第227条の17第1号ほか	「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日」について、特定大規模乗合損害保険代理店に該当する損害保険代理店が第227条の16第2項及び第3項のいずれの要件も満たさなくなった場合であって、その後、再度第227条の16第2項の要件に該当することとなったときは、再度該当することとなった事業年度の初日を指すという理解でよいか。
57	第227条の18第3号ハ	統括責任者は「保険募集に現に従事していないこと」が求められているが、これは財務局に保険募集人として登録されていたとしても、実際に保険募集に携わっていなければ、当該要件を満たしているという理解でよいか。

No.	該当箇所	提出意見
58	第227条の19	ここでいう「苦情」の定義を確認したい。保険募集の業務に係る顧客等の不満の申立てを主なものとして想定していると考えが、別紙様式第25号の2の1.(23)ア.「苦情の定義」の記載等を踏まえると、その具体的な定義は特定大規模乗合損害保険代理店が定めることが認められるという理解でよいか。 また、苦情の申立ての主体は、顧客に限らず、保険募集の業務に関係する者を広く含むという理解でよいか。 保険会社が代理店に保険事故への対応に関する業務を委託することがあるが、特定大規模乗合損害保険代理店が行う事故対応業務に係る顧客等の不満は、「保険募集に係る苦情」に含まれないものの、「保険募集に係る苦情」と一括して管理することは差し支えないと考えてよいか。
59	第227条の19、 第227条の21第1項第2号、第3号	代理店によっては、苦情・内部通報の窓口や内部監査機能を親会社である持株会社など社外に置いていることがある。このような代理店が特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、窓口や機能の一部を社外に置いている旨を社内規則等に明記し、必要に応じて関係者にその旨を説明した上で、苦情対応・内部監査・内部通報対応の各機能が、社内にこれらを置いている場合と遜色なく働くための所要の措置を講じていれば、規則第227条の19ならびに第227条の21第1項第2号および第3号で求める体制を整備しているものと考えてよいか。
60	第227条の19第2項	記録の作成及び保存について、第4項に規定されている猶予期間を経過する前であって第1項の措置を講じる前においては求められない理解でよいか。また、第1項の措置が講じられた後においては、第4項に規定されている猶予期間を経過する前であっても、記録の作成及び保存が求められるという理解でよいか。
61	第227条の19第2項第2号	「苦情を受け付けた場所」とあるが、電話、郵便、インターネット等の非対面の方法により受け付けた場合の「場所」はどのように考えればよいか。
62	第227条の20第1項第1号	「保険金の支払の請求に関するものに限る」について、以下の場合を対象（苦情処理・内部監査・内部通報等）となるか。 ①保険金請求に関する修理業務であるものの、当該事案における保険金請求先が所属保険会社以外の保険会社である場合 ②保険金請求に関する修理業務であって、かつ当該事案における保険金請求先が所属保険会社であるものの、当該特定大規模乗合損害保険代理店が自動車保険や自賠責保険の募集を当該所属保険会社から受託していない場合 ③保険金請求に関する修理業務であって、かつ当該事案における保険金請求先が所属保険会社であるものの、当該事案に関わる保険契約は、他の保険代理店等の扱いである場合 ④当該特定大規模乗合損害保険代理店が取扱った保険契約であるものの、当該事案における自動車修理が他の修理工場で行われ、その保険金請求先が当該特定大規模乗合損害保険代理店の所属保険会社である場合 ⑤当該特定大規模乗合損害保険代理店が取扱った保険契約であるものの、当該保険契約に基づく保険金請求が行われない場合（翌年の保険料引き上げを懸念するなどの理由により、顧客が保険金を請求しないなど）
63	第227条の20第1項第4号	「対象業務の全部又は一部を委託する場合」とは、例えば、自動車修理業に関しては窓口業務のみを行っており、修理業務自体は外注している場合などが該当するという理解でよいか。
64	第227条の20第1項	第6号に規定されている「記録の保存」について、第3項に規定されている猶予期間を経過する前であって第1号から第4号までの措置を講じる前においては求められない理解でよいか。また、第1号から第4号までの措置が講じられた後においては、第3項に規定されている猶予期間を経過する前であっても、「記録の保存」が求められるという理解でよいか。
65	第227条の20第1項第1号	「対象業務を特定するための体制整備」に関して、「業務」とは、「顧客の利益が不当に害されるおそれのある業務」という観点で業務を特定するものとの理解でよいか。 また、特定するための体制整備とは、新たに組織の設置や社内規則の整備が求められる趣旨ではなく、特定大規模乗合損害保険代理店が保険募集以外の業務として自動車の修理業及びこれに付随する業務を行っているか否かを確認（認識）することが求められるという趣旨でよいか。
66	第227条の21第1項第1号	規則第227条の21第1項第1号に基づき作成する保険募集指針と、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第10条に基づき作成する勧誘方針と、それぞれで定めるべき事項をまとめて一つの指針（方針）として策定・公表することも認められるという理解でよいか。
67	第227条の21第1項第3号、第5号口	ここでいう「通報」と、公益通報者保護法における公益通報との関係について確認したい。特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人による、保険募集の業務に係る通報または保険募集の業務以外の業務に係る通報であれば、公益通報の要件を満たすかどうかに関わらず、規則第227条の21第1項第3号または5号口に規定する「通報」に該当するという理解でよいか。
68	第227条の21第1項第4号	「その他参考となるべき事項」とは具体的にどのような事項か。当該非届出所属保険会社等において、類似の不祥事件の有無等について調査する上で参考となるべき事項が広く含まれるという理解でよいか。
69	第227条の21第1項第4号	「不祥事件の届出を行ったことを知ったとき」とあるが、所属保険会社は不祥事件の届出をした事実について、必ずしも当該代理店に通知する義務はないという理解でよいか。
70	第227条の20第1項第4号	ここでいう「保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するための体制の整備」は、所属保険会社への保険金請求が適切なものであることを管理する趣旨と理解している。例えば当該代理店が自動車の修理業務を外部に委託した場合は、所属保険会社への保険金請求の額に含まれる外注委託費が過大でないか等も含め適切に管理することが求められるという理解でよいか。
71	第227条の21第1項第4号	「不祥事件を惹起した疑いがあると思料するときは」という記載について、客観的に疑いがあると考えられる場合においても、特定大規模乗合損害保険代理店が疑いがあると思料しない（疑いはないと主張する）場合には、当該不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項を保険会社に通知することは求められないということか。
72	第227条の21第1項第5号イ	「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなったとき」は、第227条の16第2項に規定されている要件に最初に該当したとき（＝最初の当該事業年度の初日）という理解でよいか。また、この法律の施行以前から引き続き同要件に該当していた場合は、この法律の施行日という理解でよいか。
73	第227条の21第1項第5号イ	「新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなったとき」について、特定大規模乗合損害保険代理店に該当する損害保険代理店が第227条の16第2項及び第3項のいずれの要件も満たさなくなった場合において、その後、再度第227条の16第2項の要件に該当することとなったときも含まれるという理解でよいか。

No.	該当箇所	提出意見
74	第232条の2	<p>保険会社又は保険募集人は、Ⅱ-4-2-2(8)①に照らして、社会通念に照らし相当であると認められない取引等ではないことを前提として、以下の対応は法違反とはならないという理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険募集を行うに際し、あらかじめ保険契約者若しくは被保険者の密接な関係者との取引の有無を確認しないこと</li> <li>・ 取引等を行うに際し、あらかじめ当該取引の相手方が保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者に該当するか否かを確認しないこと</li> </ul>
75	第232条の2第1項第1号	<p>ここでいう「当該法人と実質的に同一と認められる者」とは具体的にどのような者を想定しているか、確認したい。</p>
76	第236条の2	<p>本条項が改正されている背景をご教示いただきたい。</p> <p>また、「平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案」に関するパブリックコメントNo.144では、「規則第236条の2に規定する「保険会社等の数」については、事業年度末時点において、代理店委託契約を締結している所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者のそれぞれの数です」と回答があるが、この解釈は変わらないという理解でよいか。</p> <p>また、その他の本条項に関するパブリックコメントの回答についても、本改正により解釈に変更があるものではないという理解でよいか。</p>

2. 保険会社向けの総合的な監督指針（除く比較推奨）

No.	該当箇所	提出意見
1	全般	役務提供は、相手方と契約を締結して提供しているケースが想定される。例えば、保険会社が契約者に対して提供している役務提供が保険業法改正後の特別利益の提供に該当すると判断される場合において、当該役務提供を直ちに停止することにより保険会社や代理店が債務不履行責任等を負うようなケースにおいては、改正保険業法の施行日時時点で是正が完了していなかったとしても、計画的に是正に向けた取組みが進んでいること等の事情も踏まえた上で、不祥事件該当性を判断することは問題ないか。
2	Ⅱ-4-2-2(8)①	企業内代理店が、施行規則第232条の2で定める保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者に該当するケースにおいて、保険会社が当該企業内代理店等との間で行う取引等が、監督指針Ⅱ-4-2-2(8)で規定する「特別利益の提供」あるいはⅡ-4-2-12で規定する「保険代理店等に対する過度の便宜供与」のいずれに該当するかは、その取引の目的や生じ得る効果などを勘案して判断するという理解でよい。例えば、当該企業代理店を「密接な関係を有する者」とする保険契約者又は被保険者の保険契約の獲得を目的としている場合はⅡ-4-2-2(8)の観点、当該企業代理店における自社の商品の優先的な取扱いを目的としている場合はⅡ-4-2-12の観点を確認し、当該取引の適切性を判断することが求められているという理解でよい。また、当該取引が保険契約者間の公平性を阻害し得る場合はⅡ-4-2-2(8)の観点を、顧客の適切な商品選択の機会を阻害し得る場合はⅡ-4-2-12の観点を、確認し当該取引の適切性を判断することが求められているという理解でよい。
3	Ⅱ-4-2-2(8)①柱書	保険契約者等に対する贈答や債権放棄は対価を伴い行われる取引ではないため、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.に定める「物品の購入、役務の提供その他の取引」に含まれるものではなく、イ.で適切性を確認するという理解でよい。
4	Ⅱ-4-2-2(8)①(注1)	Ⅱ-4-2-2(8)①(注1)の趣旨を確認したい。取引等の相手方が、「保険契約者等」に当たらない場合は、法300条1項5号には該当しないものの、取引等の相手方と「保険契約者等」との関係によっては、法300条1項9号(規則234条1項1号)に該当する可能性があるという理解でよい。
5	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.	無償で役務を提供する場合は監督指針Ⅱ-4-2-2(8)①イ.で適切性を判断することが求められているという理解でよい。
6	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.	保険会社又は保険募集人の事業運営上必要な取引を行うにあたって、発注先の選定に際しては、監督指針Ⅱ-4-2-2(8)①ア.に定める各項目に十分に留意するものの、結果として選定された発注先が、保険契約の締結先であることや、保険契約数や保険引受シェアが大きい契約者であったとしても、直ちに不適切とはならないという理解でよい。
7	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)～(エ)に記載の各要素は一つでも該当したら直ちに特別利益の提供に該当する訳ではなく、各要素を総合的に勘案・考慮して特別利益の提供への該当性を判断すればよい。
8	Ⅱ-4-2-2(8)①イ	企業向けにリスク診断やBCP策定支援サービスが無償で提供した上で、保険契約の締結をおすすめる場合はⅡ-4-2-2(8)①イ.に照らし、当該サービスの提供が特別利益の提供に該当するか否かを判断する必要があるという理解でよい。
9	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)	保険会社又は保険募集人(以下、保険会社等)が、保険契約の締結や保険引受シェアの調整を意図せず、保険会社等の業務に必要な取引を保険契約者で行っているとしても、保険契約者が保険会社等との取引量に応じて保険契約数や保険引受シェアを決定することがあり得る。このような場合、保険会社等が、保険契約者におけるその決定プロセスを全く認識していない限り、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)に照らし保険会社等が、「保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの前提として」取引の内容を決定しているものではないと判断したうえで、同(イ)～(エ)に照らし特別利益の提供の該非を判断することによりよい。
10	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ア)	保険会社又は保険募集人(以下、保険会社等)が、保険契約の締結や保険引受シェアの調整を意図せず、保険会社等の業務に必要な取引を保険契約者で行っているとしても、保険契約者が保険会社等との取引量に応じて保険契約数や保険引受シェアを決定する実態は取引の公平性をゆがめ、保険会社等との健全な競争環境を損なう原因となり得るので、好ましくないと考える。例えば、保険契約者からの明示により当該取引が保険契約数や保険引受シェアを決定している実態が明らかになり、当該取引が特別利益の提供に該当すると判断される場合には、保険会社等は保険契約者に対しその実態の是正を申し入れる必要があるか。
11	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(ウ)	「当該取引における、価格等の取引条件が、一般的な取引条件と比較し、著しく不合理なものとなっていないか」の「不合理」の解釈として、例えば「一般的な取引価格」と比較して過大なものか否かを判断すると記載されているが、他に着眼すべき観点があればご教示いただきたい。また、ここでいう「不合理」とは、一般的な取引と当該取引の条件とに差があることをもって直ちに不合理というものではないが、保険契約者間の公平性を阻害するような差がある場合を想定しているという理解でよい。
12	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(エ)	保険会社や代理店が物品購入をする際に、複数社の商品を導入するよりも1社に統一することで経済合理性や利便性の観点でのメリットを享受できる場合がある。この場合は特定の企業に購入先を統一したとしても、監督指針Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(エ)に規定されている保険契約者間の公平性を「著しく」阻害するものではないという理解でよい。
13	Ⅱ-4-2-2(8)①イ.	監督指針Ⅱ-4-2-2(8)①ア.に該当しない「各種のサービスや物品の提供」については、改正前の監督指針における考え方から変更がないという理解でよい。
14	Ⅱ-4-2-2(8)	今般の改正でア.(注2)に保険契約に付帯されるサービスが、ア.(注3)に事故防止・損害抑制に係るサービスが明記されたところ、そのようなサービスであっても、保険会社が保険業法第97条第1項に定める「保険の引受け」にあたり必要な業務として行う場合(例えば、平場鑑定・リスクサーベイ、保険金支払に関するサービス、保険契約の維持・管理に必要なサービスが「保険の引受け」にあたり必要な業務として行われる場合)は、そもそも法300条1項5号における保険契約者等に対する特別利益の提供に該当しないと考えられる。この点、改正前と考え方が変わるものではないという理解でよい。
15	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.	保険代理店が費用を負担し、保険契約者等に対して平場鑑定等のサービス(保険業法第97条第1項に定める「保険の引受け」に必要な業務として行う場合は除く)を提供するケースが想定される。このようなケースでは、例えば、平場鑑定に係る費用を保険代理店、保険契約者等の双方が負担する場合は対価を伴う取引として、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.の各要件に照らし、特別利益の提供の該非を判断する必要があるという理解でよい。一方、平場鑑定に係る費用を保険代理店が全額負担する場合は、対価を伴わない取引として、Ⅱ-4-2-2(8)①イ.の各要件に照らし、特別利益の提供の該非を判断する必要があるという理解でよい。
16	Ⅱ-4-2-2(8)①ア	Ⅱ-4-2-2(8)①柱書の取引等には、保険会社や保険募集人による保険契約者等の株式の保有や、保険契約者等への融資、預金協力が含まれると考えてよい。

No.	該当箇所	提出意見
17	Ⅱ-4-2-2(8)①ア	保険募集に関し、自動車修理業を兼業する保険募集人が行う保険契約者等の車両の修理や、住宅メーカーを兼業する保険募集人が行う保険契約者等の住宅の修理等を約することはⅡ-4-2-2(8)①柱書に記載されている取引等に含まれるものであり、有償で提供する場合はⅡ-4-2-2(8)①ア.で、無償で提供する場合はⅡ-4-2-2(8)①イ.の各要件に照らし特別利益の提供の該非を判断する必要があるという理解でよいか。
18	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(注2)	ここでいう「保険契約に付帯されるサービス」に関連して、サービスと呼称していても保険契約の約款に基づいて提供するサービスである場合は、保険契約そのものであり、法300条1項5号における保険契約者等に対する特別の利益の提供に該当しないという理解でよいか。
19	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(注2)	今般の改正で新たに明記された「保険契約に付帯されるサービス」とは、例えば、保険契約者または被保険者に対して商品と一体で提供するサービスであり、その対価を保険料とは別に保険契約者から得ていないものであるという理解でよいか。 また、ここでいう「保険契約に付帯されるサービス」についてはⅡ-4-2-2(8)①イ.において特別利益の提供の該非を判断するという理解でよいか。 Ⅱ-4-2-2(8)①イ.の各項目の判断基準は監督指針改正により変わることはなく、画一的な基準に拠らず、サービスの内容やコスト、保険契約との関連性等を踏まえ、総合的に判断するものと理解してよいか。
20	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(注2)(注3)	注3の「事故防止・損害抑制に係るサービス」が注2の「保険契約に付帯されるサービス」である場合は、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.ではなく、Ⅱ-4-2-2(8)①イ.において特別利益の提供の該非を判断するという理解でよいか。
21	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(注3)、イ	保険会社が保険契約者・被保険者に提供する「事故防止・損害抑制に係るサービス」は有償で提供するものもあれば、無償で提供するものもある。有償で提供する場合は、Ⅱ-4-2-2(8)①ア.に照らし、無償で提供する場合はⅡ-4-2-2(8)①イ.に照らし、特別利益の提供の該非を判断するという理解でよいか。
22	Ⅱ-4-2-2(8)①ア.(注3)、イ	保険会社が保険契約とは別に、保険契約者に対して、提供するサービスの中には、脱炭素取組を支援するサービスなど、「社会課題の解決に係るサービス」がある。「社会課題の解決に係るサービス」については、事故防止・損害抑制に係るサービスと同様に、保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整の前提として提供されることをもって、直ちに取引上の社会通念に照らし不相当と判断されるものではない、という理解でよいか。
23	Ⅱ-4-2-2(8)①	保険会社が、保険契約者や被保険者に対して保険商品と関連するサービスを提供する企業（代理店である場合を除く。以下、提携企業という）を紹介することがある。 保険会社が提携企業のサービスを紹介し、提携企業が自身の判断・負担により割引価格で当該サービスを保険契約者や被保険者に提供することは、直ちに特別利益の提供には該当しないという理解でよいか。 ただし、提携企業が当該保険契約の代理店である場合や、割引にかかる費用を保険会社が負担する場合、またはそのような誤認を招く訴求を行う場合には、規則第234条1項1号およびⅡ-4-2-2(8)①により、特別利益の提供に該当するという理解でよいか。
24	Ⅱ-4-2-1(4)(注)、Ⅱ-4-2-9(注2)	代理店監査等を通じた検証に関する注書きにおいて、「中立的な第三者による評価」の活用が推奨されている。 この目的は代理店における体制整備や保険募集等の適切性を客観的に評価することであり、その目的に資する限り第三者の範囲に制限はないものの、損害保険業界において日本損害保険協会が設立した代理店業務品質評議会が運営する「代理店業務品質評価制度」が含まれるという理解でよいか。
25	Ⅱ-4-2-1(4)	代理店監査等を通じた検証に関する注書きにおいて、「中立的な第三者による評価」の活用が推奨されている。 当該「中立的な第三者による評価」は、損害保険業界において損害保険協会が設立を予定している第三者評価機関を指すものと理解している。一方で、同評価機関による代理店モニタリングの実施数には限りがあり、当該評価を受ける代理店と委託契約を締結していない保険会社は、評価結果の詳細を得られないため自社の代理店監査等に直接活用することが困難な場合が想定される。 このような場合において、今後、第三者評価機関がウェブサイト等で公表する評価概要や評価の観点を、自社における代理店監査業務の指標として活用することも、当該注書きの趣旨に沿った対応として有効である、との理解でよいか。
26	Ⅱ-4-2-9(9)(注)	特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の履行を免れることを目的とした不適切な行為」とは、例えば、別個登録や法人の分割等の手法を用いて、恣意的に所属保険会社を絞り込んだり、手数料等の額を調整することなどにより、体制整備義務を免れようとする行為を想定しているか。
27	Ⅱ-4-2-15-1(1)①	「当該通知を受けた場合には適切に対応すること」とされているが、具体的にどのようなことが想定されているか確認したい。
28	Ⅱ-4-2-15-1(1)	保険会社が特定大規模乗合損害保険代理店への委託に関して定める「委託方針」の内容は、当該代理店との関係性や業務遂行状況等に応じた適切な対応が取られている限りにおいては、個々の保険会社の判断に委ねられているとの理解でよいか。
29	Ⅱ-4-2-15-1(1)②	「定期的に検証を行い」とあるが、検証の頻度は合理的な範囲で保険会社が判断することが認められるという理解でよいか。
30	Ⅱ-4-2-15-1(1)②ア.	「特定大規模乗合損害保険代理店等への委託の考え方」の着眼点を確認したい。
31	Ⅱ-4-2-15-1(1)②ア.	策定した委託方針と代理店との委託契約との関係は、代理店との権利義務関係において委託契約が優先されるという理解でよいか。 例えば、代理店が設置する責任者が所定の資格要件を満たさない場合であっても、代理店委託契約の解約事由にはならず、「当該方針に沿った対応」とは、かかる状況を改善すべく代理店を指導すれば足り、直ちに問題視されることはないという理解でよいか。

No.	該当箇所	提出意見
32	Ⅱ-4-2-15-1 (1)②ウ.	「Ⅱ-4-2-12(1)①を踏まえて講じる措置」とは、必ずしも一般の代理店と異なる措置を要する趣旨ではなく、大規模代理店であるが故の特性を踏まえつつ、必要に応じた適切な措置を講じることが求められているという理解でよいか。
33	Ⅱ-4-2-15-1 (1)②エ.	法令等遵守責任者や統括責任者は、弁護士等の公的資格取得者も役割の担い手としては考えられるが、損保協会で用意する損保大学課程の資格の取得等で充足できるという理解でよいか。
34	Ⅱ-4-2-15-1 (1)②エ.	特定大規模乗合損害保険代理店、特定大規模乗合生命保険募集人のいずれかのみ該当するケースにおいては、該当する一方の業界団体（例：日本損害保険協会、生命保険協会等）の資格の取得等の要件を講ずることよく、必ずしも双方の資格の取得等が必要ではないという理解でよいか。
35	Ⅱ-4-2-15-1 (1)③	保険会社における管理責任者の「設置単位」や「必要な人員の配置」、「業務内容」については個々の保険会社の判断に委ねられているという理解でよいか。 また、管理責任者がなすべき法令等遵守状況の確認・検証について、例えば、自社の保険商品の取扱いが少ないこと等により、法令上のリスクが相対的に少ないと判断される保険代理店に対しては、自社との取引が多く関係性が強い代理店への対応に比して代理店指導の頻度を少なくするといった対応は許容されるか。
36	Ⅱ-4-2-15-1 (1)④③	「コンプライアンス部門や監査部門での業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましい」について、列挙されている部門・業務の経験は、あくまで例示であり、業務上の適性があれば、必ずしもかかる経験を有する必要はないという理解でよいか。
37	Ⅱ-4-2-15-1 (1)③	管理責任者の要件として、「コンプライアンス部門や監査部門での業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましい」とされているが、当該保険会社以外の組織におけるこれらの経験も含まれるという理解でよいか。
38	Ⅱ-4-2-15-1 (1)③	法令等遵守責任者への教育・指導は、代理店内の統括責任者が担うもの（＝代理店の本来業務）であり、保険会社の管理責任者は統括責任者がどのような形で代理店内での法令等遵守体制を整備しているか、実効性を含め管理するのが役割であるという理解でよいか。
39	Ⅱ-4-2-15-1 (1)③	特定大規模乗合保険募集人を管理するために、保険会社に配置する管理責任者は「法令等や保険契約に関する知識を有するのみならず、コンプライアンス部門や監査部門での業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましい。」とされているが、選定する人材に関して記載された経歴が無いとしても、コンプライアンスに関する知識を十分有している等特定大規模乗合損害保険代理店を管理する知見を有する人材を選定することは否定されないとの理解でよいか。
40	Ⅱ-4-2-15-1 (1)③	保険会社における管理責任者は、「法令等や保険契約に関する知識を有するのみならず、コンプライアンス部門や監査部門の業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましい」とあるが、これらを満たすのであれば役職にかかわらず選任することも認められる認識でよいか。
41	Ⅱ-4-2-15-1 (1)⑤	保険会社において、「Ⅱ-4-2-12 保険代理店等に対する便宜供与」および「Ⅱ-4-2-14 代理店手数料の算出方法」を踏まえた対応は、代理店の規模や特性を問わず適切に行うことが求められていると認識しているが、敢えて本項で特定大規模乗合保険募集人等に対する保険募集の委託に係る着眼点として当該記載を設けている趣旨・背景について、確認したい。
42	Ⅱ-4-2-15-3 (2)	統括責任者の要件として、「コンプライアンス部門や監査部門での業務に従事した経験を有することが望ましい」とされているが、当該代理店以外の組織のコンプライアンス部門や監査部門での業務も含むという理解でよいか。
43	Ⅱ-4-2-15-3 (2)	統括責任者は、保険募集に現に従事していないことを前提に、たとえばコンプライアンス部門と内部監査部門を兼務している等、本社部門間の兼務は認められるという理解でよいか。
44	Ⅱ-4-2-15-4(1)	「その他参考になるべき情報」とは具体的にどのような情報を想定しているか。
45	Ⅱ-4-2-15-5(2)②	ここでいう第三者とはどのような者を想定しているか。いわゆる第三者委員会のことか。
46	Ⅱ-4-2-15-5(2)	規則第227条の20第1項第2号の「適切に監視」と、監督指針Ⅱ-4-2-15-5(1)の「確認・検証」は同義という理解でよいか。
47	Ⅱ-4-2-15-5(4)	「対象業務の全部又は一部を委託する場合であっても・記録の保存を求め、上記(1)(2)に係る措置を適切に実施するための外部委託先管理を行う体制を整備しているか」とある。これは、「兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店」が適切な外部委託先管理を行うため、外部委託先に対して必要な措置（記録の保存を含む）を求めるが、(1)(2)の措置そのものを外部委託先に求めるものでないことを確認したい。
48	Ⅱ-4-2-15-5(4)	見積額の適切性に係る証跡については、保険会社の損害調査部門の鑑定人（アジャスター）による立会調査や写真調査を踏まえた保険会社との協定記録等も証跡に該当するという理解でよいか。
49	Ⅱ-4-2-16	ここでいう「保険会社から支払われる保険金を原資として対価を得る業務を行う全ての損害保険代理店」とは、兼業特定保険募集人（すなわち「自動車の修理業務及びこれに付随する業務」を行う損害保険代理店）に限定されないという理解でよいか。Ⅱ-4-2-16の小題が「兼業特定保険募集人における態勢整備等」という表現であるため、念のため確認したいもの。
50	Ⅱ-4-2-16	「『Ⅱ-4-2-15-5 兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店が講ずべきその他の体制整備等（規則第227条の20関係）』に準じた態勢整備がなされることが望ましい（注）。」とある。これは、保険金を原資として対価を得る業務を行う損害保険代理店すべてにおいて必須とはしないが、代理店自らがその規模・特性を踏まえ、過度な負担なく実現可能な範囲で、過大な保険金の支払いの防止に資すると考える態勢を整備することが望ましい、という理解でよいか。また、損害保険会社においては、かかる代理店における本件態勢整備状況を網羅的かつ一律に把握し指導をする必要はなく、監督指針Ⅱ-4-6-3をふまえ、適切に対応することでよいか。
51	Ⅱ-4-4-3(2)③イ.	支払査定担当者に研修の受講を義務付ける場合も、受講を完了しなければ支払査定の業務に就けない訳ではなく、あくまで専門性の向上を不断に図ることを求める趣旨という理解でよいか。すべての支払査定担当者が一律にすべての研修等を受講するのではなく、担当する保険種目や役割に応じて必要な研修を受講すれば足りるという理解でよいか。「効果測定」については、定量的なデータによるものに限らず、定性的な測定も認められるという理解でよいか。

No.	該当箇所	提出意見
52	Ⅱ-4-4-3(2)④ア.	「不正請求の疑義に関する情報については、支払管理部門及び支払部門と営業部門の間も含め、関連部門間で適切な情報共有がされる態勢となっているか。」とあるが、不正請求の疑義や個別事案に関する情報をすべての関係部門に一律に共有する必要はなく、事案の特性等を踏まえ、必要な範囲で適切に共有すればよいという理解でよいか。
53	Ⅱ-4-4-3(2)⑤ケ.(ア)	本改正の趣旨は、「保険金等不正請求事案を防止する観点からも、証拠の十分な検証を行う態勢が求められる」旨を着眼点として示すものであり、自社の体制整備状況に照らし、必ずしも追加の態勢整備を講じることを求めるものではないという理解でよいか。
54	Ⅱ-4-4-3(2)⑤ケ.(イ)	ここでいう「関係者」には、社内の関係者だけでなく、保険金請求に関係する社外の関係者（契約者、被保険者、修理業者、修理工場等）も含まれるという理解でよいか。 また、ここで求められるのは「専門的知識・技能を有する者が関与する」ことであり、保険金支払に係る最終的な判断を支払部門や支払管理部門の従業員が行うことは問題ないという理解でよいか。
55	Ⅱ-4-4-3(2)⑧ア.	支払管理部門や支払部門は、保険金支払に直接関連する業務（支払審査・支払管理・不正防止・苦情対応・ルール整備等）を中心的な業務としつつ、保険金支払機能の適正化や顧客本位の業務運営に資する限りにおいて、保険金支払に直接関連しない周辺業務を行うことも認められるという理解でよいか。例えば、支払部門の社員が営業社員に同行して、保険金支払業務の品質を顧客に訴求することは、保険金支払業務の実態や品質（支払いの適時性・公正性・透明性等）を顧客に正確に理解してもらうことにつながり、顧客の適切な商品選択に資するという観点で、必要な業務と考えている。
56	Ⅱ-4-6-4	当該条文の趣旨に照らし、子会社である損害保険会社の講じる各種措置について、持株会社が適切に確認・検証できる態勢を既に整備されていると判断される場合は、必ずしも追加の態勢整備を講じることが求められているものではないという理解でよいか。
57	Ⅱ-4-6-5	「利益相反管理態勢」を「顧客の利益の保護に関する態勢」に変更する理由や主旨を確認したい。
58	Ⅱ-4-13	「不適切なインセンティブとならない評価体系の運用」について、成果偏重は避けるべきであるとの前提で、「営業成績」や「営業部門表彰」などの結果が、人事評価に反映されること自体は否定されないという理解でよいか。
59	Ⅱ-4-13	「不適切なインセンティブとならない評価体系の運用」について、「お客さま本位の業務運営」を実践するための活動（例えば苦情の削減）であれば、目標や評価を実施することも、不適切ではないとの理解でよいか。
60	Ⅱ-4-13	「不適切なインセンティブとならない評価体系の運用」について、適切性の判断には、画一的な基準があるわけではなく、例えば有識者会議報告書で指摘されているように、営業部門へのプレッシャーによりコンプライアンス上、不適切なインセンティブとなっていないかを、保険会社各社が検証し、判断することが求められているという理解でよいか。
61	Ⅲ-2-16(3)②ア.(カ)	事案の内容や想定される影響範囲を踏まえ、伏在調査の実施主体（保険会社あるいは保険代理店）や調査範囲は個別に決定することでよいか。
62	Ⅲ-2-16(3)②イ.(カ)	保険募集人に求められる伏在調査は、必ずしも保険会社が行う伏在調査と独立して行うことが求められているものではなく、適切に保険会社と連携しながら行うことが否定されているわけではないという理解でよいか。
63	Ⅲ-2-16(3)②ア.(カ)、イ(カ)	当該不祥事件の伏在調査は、あくまでも「当該不祥事件と類似の不祥事件」に限定されるとある。これは、不祥事件を惹起した者に関し、不祥事件届出の内容をふまえ、合理的に推定できる不祥事件類型を想定した伏在調査を行えば足り、それ以外の不祥事件類型も念頭に置いた調査を網羅的に行うことまでは求められていないという理解でよいか。
64	V-4-1(1)	V-4で使われている「保険募集」という用語は、法第2条第26項（あるいは監督指針Ⅱ-4-2-1(1)）に定める保険募集を指すことを確認したい。
65	V-4-1(1)	今回の改正は、2024年12月24日付けで公表された「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書において、「保険仲立人と保険代理店等の協業を認めるべき」とされたことを受けたものと理解している。かかる「協業」は、保険仲立人から保険代理店、あるいはその逆の「保険募集の委託」によることは引き続き認められないことを確認したい。
66	V-4-1(1)	V-4-1(1)の「保険募集の委託」と(2)④⑥の「保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行」について、それぞれどのような意味で用いていて、両者はどのような関係にあるのか確認したい。
67	V-4-1(1)(注)	①V-4-1(1)の注において保険募集に該当しない事務手続きを保険仲立人から保険募集人に委託することができることが明確化された。この取扱いは従来から認められてきたものと考えるが、追記した意図を確認したい。②また、ここでいう「保険募集に該当しない事務手続き」とは、いわゆる募集関連行為や非募集行為等が該当すると理解してよいか。③保険仲立人が保険募集人に委託する「保険募集に該当しない事務手続き」として、想定しているものがあれば例示いただきたい。
68	V-4-1(1)(注)	V-4-1(1)の注において保険募集に該当しない事務手続きを保険仲立人から保険募集人に委託する場合、当該事務手続きは保険仲立人からの委託業務であるため、その監督義務は保険会社に帰属しないことを確認したい。
69	V-4-1(1)(注)	V-4-1(1)の注の「保険募集に該当しない事務手続き等」は、V-4-1(2)④の「保険募集事務」と排反である理解でよいか。また、保険仲立人が保険代理店に対して「保険募集事務」を委託することは、「保険募集事務」が保険募集の一部であることから、保険募集の再委託が禁止されていることに鑑み、引き続き禁止される理解でよいか確認したい。
70	V-4-1(2)	①「同一契約の共同取扱い」とは、同一契約の保険募集であって、保険仲立人等と保険募集人等とが共同して行うものであると考えてよいか。②なお、保険仲立人の独立性に鑑み、保険仲立人等と保険会社とが共同して保険募集を行うことは想定し難いと考え、想定される事例があれば例示いただきたい。
71	V-4-1(2)	①従来禁止されていた、保険仲立人と保険募集人との「同一契約の共同取扱い」が解禁されるが、一方、V-4-1(1)において、保険仲立人から保険募集人への保険募集の委託は引き続き禁止されている。よって、「同一契約の共同取扱い」において、保険募集人が担う業務は、引き続き保険会社からの委託業務として担うべきもの、と理解してよいか。②また、この認識のもと保険会社からの委託業務として「同一契約の共同取扱い」を行う場合、同業務は保険仲立人から保険募集人への保険募集の委託とはみなされないことを確認したい。
72	V-4-1(2)	①保険仲立人と保険募集人などが「同一契約の共同取扱い」を行う際は、保険募集人は、保険会社からの委託業務として行うべきものであるため、その報酬である手数料は、保険会社が支払う必要があると理解してよいか。②例えば、保険仲立人が顧客から受領した媒介手数料の一部から、代理店手数料を支弁することは認められないと考えてよいか。

No.	該当箇所	提出意見
73	V-4-1 (2)	保険仲立人と保険募集人が同一契約の共同取扱いを行う場合の手数料について確認したい。 保険会社が保険仲立人および保険募集人に支払う手数料は、保険仲立人と保険募集人の業務量や業務分担割合を踏まえたものとして、保険会社と保険仲立人、保険会社と保険募集人、それぞれの間で合意した金額とするという理解でよいか。 また、顧客が保険仲立人に支払う手数料は、保険仲立人と保険募集人の業務量や業務分担割合を踏まえたものとして、顧客と保険仲立人の間で合意した金額とするという理解でよいか。
74	V-4-1 (2)	1つのリスクに対するリスクマネジメントの解として、複数の保険を契約する場合、契約①を仲立人が媒介し、契約②を代理店が取り扱うようなケースが考えられる。これは、監督指針における「同一契約の共同取扱い」に含まれないと理解してよいか。
75	V-4-1 (2)	保険仲立人と保険募集人が同一契約に関し様々な連携を図ることが今後想定されるなか、例えば保険仲立人等がリスクマネジメント関連サービスのみを提供し、保険の媒介には携わず、保険募集は保険募集人がすべて講ずるようなケースについてはここでいう「同一契約にかかる共同取扱い」には該当しない理解でよいか。
76	V-4-1 (2)	保険仲立人が「同一契約の共同取扱い」を行う場合、契約者に提案できる保険会社が、共同取扱いを行う保険代理店の所属保険会社に限定されることがあり得る。この場合、保険仲立人の誠実義務、特にV-5-3(2)の「自己が知り得る保険商品の中から顧客にとり最も適切と考えられるものを、理由を明らかにして助言するものとする」との規定に照らして留意すべき観点を確認したい。
77	V-4-1 (2)	監督指針V-5-3(2)の趣旨を踏まえると、保険仲立人が保険募集人と「同一契約の共同取扱い」を行う場合も、保険商品の選択に係る助言は必ず保険仲立人が行うことが求められるか。
78	V-4-1 (2)①	V-4-1 (2)①の名宛人は保険仲立人（又はその保険募集を行う役員若しくは使用人）であるが、ここで求められる事項について、当該事項に関する監督義務は保険会社に帰属しないことを確認したい。
79	V-4-1 (2)①	ア・イに掲げる事項は、保険媒介業務を行う前に、顧客に対して説明の上同意を得る必要があるとされている。一方、例えば、保険仲立人による媒介業務が開始した後の事情変化によって保険代理店との協業が必要になるケースや、事情変化がないにもかかわらず保険仲立人と保険代理店との役割分担を見直す必要が生じるケース、保険会社が共同取扱いを行うことの可否が不明であるケースなど、保険媒介業務を行う前に確定していない、あるいは保険媒介業務中に変更を要することも想定される。このような場合において、事後的な対応となることも考えられるところ、合理的な理由がある場合は、実態に応じて都度、速やかに説明・同意を得ることで足りるか。
80	V-4-1 (2)①ア	顧客に説明し、同意を得る事項アとして「保険仲立人等と保険募集人等における立場の違い」が掲げられているが、顧客から委託を受けた保険仲立人と保険会社の代理である代理店の立場の違いだけではなく、立場の違いに由来する権限の違い（契約締結権、告知受領権、保険料領収権等）も説明する必要はないか。
81	V-4-1 (2)①イ	保険仲立人が保険募集人等との間で合意した業務分担の内容に従い、いずれかが保険募集にあたって必要となる法令上の行為規制にかかる義務（情報提供、意向把握等）を果たした場合、もう一方はその義務が免除されると考えてよいか。また、このようなケースで保険募集上の過失により顧客に損害が発生した場合、それに対する法律上の賠償責任については、基本的には業務分担の内容に従い、原因となる行為を行った主体に帰属するものと考えてよいか。
82	V-4-1 (2)①イ	保険仲立人が保険募集人との「同一契約の共同取扱い」において、例えば商品説明等の情報提供を両者が共同で行った場合、説明に瑕疵があった際の責任の所在が不明確になるといったことが懸念される。これを防止するため、例えば保険仲立人が保険募集人と同一の募集工程を共同で担わない等、その業務上の責任関係を明確化する必要があると考えるがいかがか。
83	V-4-1 (2)②	保険募集人等が、保険仲立人等と「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険募集人等は、事前に、保険会社等に対して、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容（想定される業務量や業務分担割合も含む）を説明のうえ、同意を取得する、とある。この際、「同一契約の共同取扱い」の可否は、保険会社がその引受方針等に照らして判断することでよいか。
84	V-4-1 (2)②	保険会社は、保険募集人等から保険仲立人等と行う同一契約の共同取扱いについての同意を求められた場合、対応に係るコスト等を理由として、同意をしない又は一定の条件を付けるという対応をしてよいか。例えば、保険募集人等と保険仲立人等が共同取扱いを行う契約について、保険仲立人等が顧客から、保険募集人等が保険会社等から、それぞれ手数料を受領する場合、正しく保険料を算出し計上するには、保険会社等において、社内規定の整備やシステム手当て等が必要と考えられる。こうした対応に係るコスト等を考慮した上で、保険会社等の判断で、それらの契約を引き受けないことも認められるという理解でよいか。
85	V-4-1 (2)	保険仲立人と保険募集人が共同の行為を行った場合の手数料支払いについて、保険募集人に対しては保険会社から支払われるが、保険仲立人は①保険会社より支払いを受ける②契約者より支払いを受ける③双方から支払いを受けると選択できると思われる。 全般の契約の流れが煩雑になることが予想される為、協業の場合は手数料支払い方法も合わせた方が良いのではないかと考えるがいかがか。
86	V-4-1 (2)②	保険募集人等が、保険仲立人等と「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険募集人等は、事前に、保険会社等に対して、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容（想定される業務量や業務分担割合も含む）を説明のうえ、同意を取得する、とある。ここでいう「事前に」とは、保険会社として「同一契約の共同取扱い」を行うことの可否を判断するにあたり必要十分な期間を確保すべきものと理解してよいか。
87	V-4-1 (2)②	保険募集人等が、保険仲立人等と「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険募集人等は、事前に、保険会社等に対して、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容（想定される業務量や業務分担割合も含む）を説明のうえ、同意を取得する、とある。合意した協業の内容は保険仲立人と保険募集人との合意事項であることから、保険会社は保険募集人に対する一般的な管理監督責任を負えば足り、実際にそのとおりに分担されたか否か等、業務の進捗管理の主体ではないことを確認したい。
88	V-4-1 (2)②	保険募集人等が、保険仲立人等と「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険募集人等は、事前に、保険会社等に対して、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容（想定される業務量や業務分担割合も含む）を説明のうえ、同意を取得する、とある。保険会社等が保険仲立人等と「同一契約の共同取扱い」を行う場合には、保険会社等の部門間において、保険仲立人等との間で合意した業務分担の内容を必要に応じて共有・確認することでよいか。